

窓口負担の軽減にご利用ください

限度額適用認定証

入院し、高額な医療費がかかった場合、事前に健保組合に「限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」を交付してもらい、病院の窓口で提示すると、支払い額が高額療養費の自己負担限度額まで済むようになります。

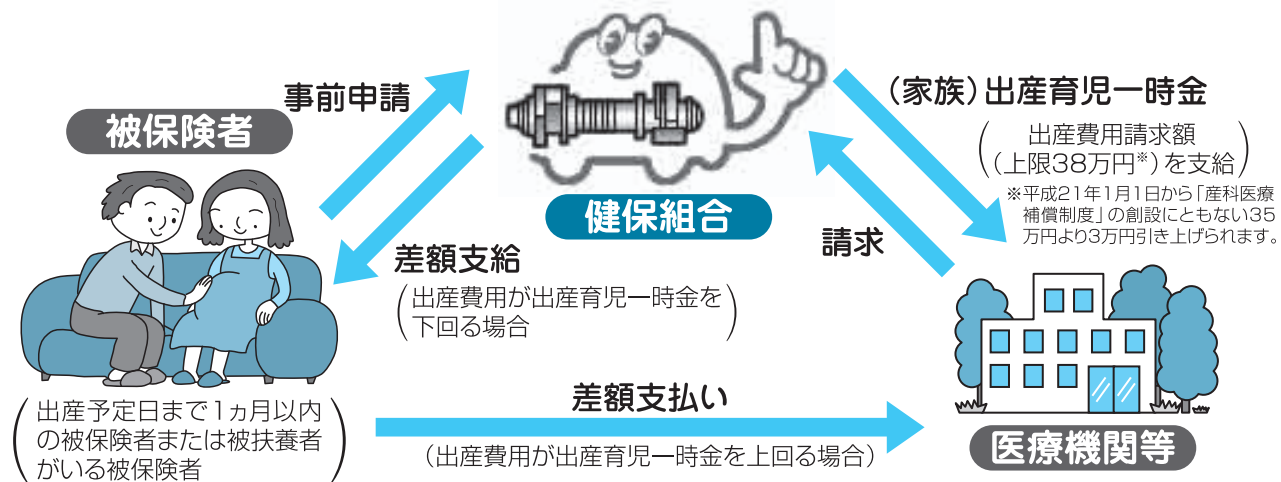


くわしくはコチラ → <http://www.aichi-steelkenpo.or.jp/>

トップページ → 健保を使うには → 高額療養費 → 入院したときの窓口支払い額が自己負担限度額までになります

出産育児一時金の受取代理

出産した場合、その出産費用は医療機関等に全額を支払い、後から健保組合に「(家族) 出産育児一時金」を請求し、受け取ることにしています。しかし、当座の窓口負担が大きいことから、事前申請により、医療機関等が「(家族) 出産育児一時金」を健保組合から直接受け取り、窓口負担を軽くすることができます。



くわしくはコチラ → <http://www.aichi-steelkenpo.or.jp/>

トップページ → 健保を使うには → 出産育児一時金 → (家族) 出産育児一時金の受取代理をご利用ください

新年のご挨拶

愛知製鋼健康保険組合

理事長 伊藤 隆幸

すこやかな一年を過ごされますように

新年あけましておめでとうございます。被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

昨年は、将来の医療費の増加を抑えるために、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象にした「特定健診・特定保健指導」がスタートしました。自覚症状のないメタボリックシンドロームを早い段階で発見して、予防・改善するには、特定健診の受診がもっとも有効な手段となります。被保険者と被扶養者の皆様には、一年に一回は必ず健診を受けて、自分の体をチェックしていただきますようお願いいたします。

さて、健康保険組合の財政面につきましては、新しい高齢者医療制度が創設され、拠出金にかわり新たに「後期高齢者支援金」と「前期高齢者納付金」を負担することになりました。2008年度の予算集計では、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金など高齢者医療への負担の急

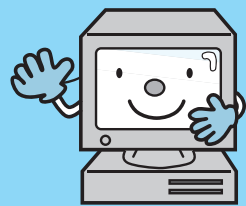
増により、組合全体の赤字額は過去最高の約6、322億円にのぼり、約9割の健康保険組合が赤字になるとみられています。

高齢化による医療費の増加で、さらに負担が増えれば、組合財政に大きな影響を与え、健康保険組合の運営自体がむずかしくなります。これ以上の組合財政の悪化に歯止めをかけるには、一日も早く高齢者医療制度の見直しを実施され、真に持続可能な医療制度となることが期待されます。

このような厳しい状況ですが、当健康保険組合といたしましては、特定保健指導を中心とした保健事業の充実をはかり、皆様の健康づくりを応援していきたいと考えております。皆様におかれましては、自ら運動とセルフケアを心がけ、すこやかな一年を過ごされますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

特定健診・特定保健指導のコンテンツを追加しました

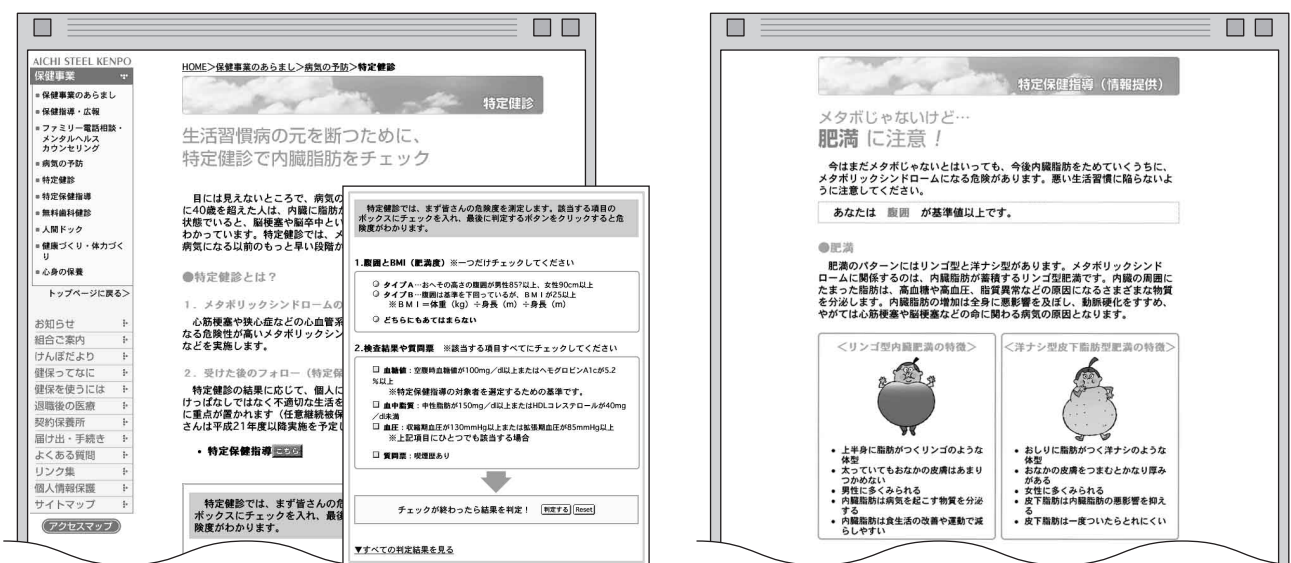


今年度から始まった特定健診・特定保健指導。健保のホームページでは、ご自分の数値の該当する項目のボックスにチェックを入れ、判定ボタンをクリックすると危険度がわかるコンテンツを追加しました。

さらに、それぞれの判定結果をクリックすると、健診の結果に応じた生活習慣改善のアドバイスなど詳しい支援内容を見ることができます。ご自身の健康維持の情報にお役立てください。

生活習慣病の予防のためにも、健診を受診し、必要な場合は医師や保健師などによる支援をもとに生活習慣の改善に取り組みましょう。

※あくまでも保健指導の解説になります。特定保健指導の対象者は必ず保健指導を受けるようにしてください。



くわしくはコチラ → <http://www.aichi-steelkenpo.or.jp/>

トップページ

保健事業

特定健診・特定保健指導

医療費控除

をご存知ですか?

医療費控除とは、1年間に自己負担した医療費が一定額を超え、税務署に申告するとその分にかかっていた税金が戻ってくる制度です。

医療費を多く支払ったときなど、ぜひ活用してみましょう。申告書は、税務署の窓口で入手できるほか、国税庁のホームページより印刷できます。

■国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/>

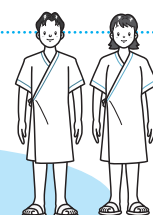
◆控除の対象になるもの

- 医師に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用、往診費用
- 入院時の食事療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用(特殊なものは除く)
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- 老人保健施設、療養病床の利用料(介護費・食費・居住費の自己負担分)
- 特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額 など



◆控除の対象とならないもの

- 健康診断、人間ドックの費用
- 健康維持のためのビタミン剤購入費、美容目的の整形手術などの費用 など



詳しくは
最寄りの税務署へ
お問い合わせください。

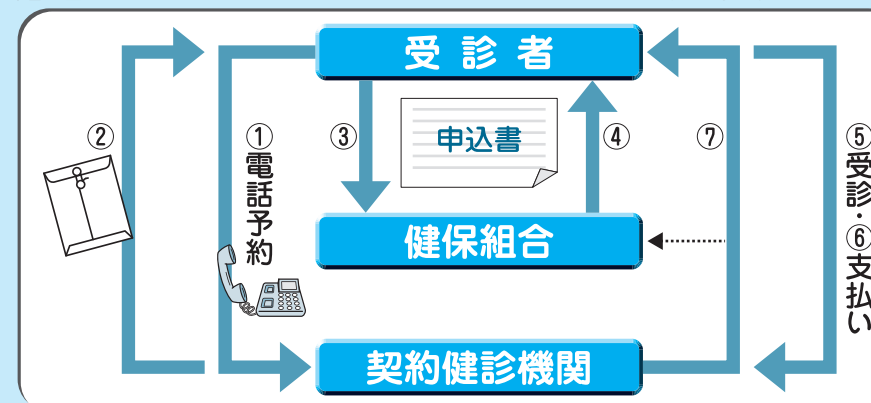
$$\left(\begin{array}{c} 1月から12月 \\ \text{までに支払った} \\ \text{医療費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{給付金・} \\ \text{保険金等} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} 10万円または \\ \text{所得総額の5\%} \\ \text{【いずれか少ないほう】} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{【最高限度額200万円】} \end{array} \right)$$

人間ドックの受診方法が変わります

秋号でもご案内しましたが、4月から人間ドックの申し込み方法などが変わります。日ごろから生活習慣を改善するとともに、年に一度は健診・人間ドックなどで健康状態を調べましょう。

当健保組合では、次のような病気の予防のための事業を行っていますので、積極的にご利用ください。

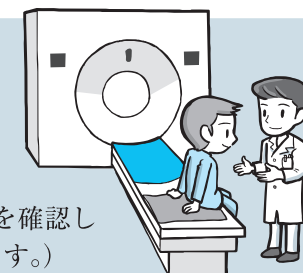
人間ドック(脳ドック)の受診までのながれ



- ① 直接契約健診機関へ電話で「愛知製鋼健保組合加入」と伝え、人間ドックの予約をする。(※上記参照)
- ② 契約健診機関よりご自宅に人間ドック案内(問診票等)が届く。
- ③ 申込書を記入し、受診日の約1週間前までに健保組合に提出する。
- ④ 健保組合が申込書に承認印を押し、受診者に返却する。(承認印がないものは受診できません)
- ⑤ 受診当日は契約健診機関に申込書と問診票等を持参し、受診する。
- ⑥ 受診後、窓口で自己負担金を支払う。
- ⑦ 契約健診機関より本人と健保組合に検査結果が届く。

人間ドック申し込み時の留意点

- 1) 契約健診機関に電話予約する場合は、受診希望日を3日程ご用意ください。
- 2) 予約時に契約健診機関より、お名前と連絡先等の確認があります。
- 3) その他、オプション検査がありますが、予約時に契約健診機関に内容や金額等を確認し申し込みください。(ただし、申込書以外のオプション費用は自己負担になります。)



◎当健保組合の契約健診機関以外で受診を希望する方は、当健保組合にご相談ください。

項目	時期	対象者	内容	申込方法	自己負担金
人間ドック	随時	30歳以上の本人・家族(被扶養者)	契約医療機関で受診	希望者は「人間ドック申込書」を当健保組合へ提出	10,000円 オプションは全額自己負担
婦人健診	12~3月	30歳以上の本人・家族(被扶養者)	契約医療機関で受診	対象者に案内と申込書を発送。申込書を送付元に提出	8,000円
脳ドック	随時	50歳以上の本人・家族(被扶養者)	契約医療機関で受診	希望者は「人間ドック申込書」を当健保組合へ提出	10,000円
集団主婦健診	春、秋	30歳以上の家族(被扶養者)	全豊田地域巡回健診、日健会婦人健診で実施 最寄の健診場所で受診	対象者に案内と申込書を発送。申込書を送付元に提出	3,000円~ 5,000円
無料歯科健診	随時	4歳から小学生	健診、フッ素塗布	対象者に案内。申請書を当健保組合に提出	4回/年まで 全額補助
法定外健診	春・秋の 定期健診時	本人の指定者	●眼底検査 ●C型肝炎検査	定期健診時に受診を指示	なし
		30歳以上の本人	●胃の間接エックス線検査	対象者に案内。	
		35歳以上の本人	●大腸がん検診	本人が受診を申し込み	

当健保組合が実施している人間ドック・健診